

横浜市都市計画提案評価委員会幹事会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、横浜市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）要項第7条第2項に基づき横浜市都市計画提案評価委員会幹事会（以下「幹事会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的及び所掌事務)

第2条 幹事会は、横浜市都市計画提案に関する手続要領第4条第1項の規定に基づき横浜市が受理した計画提案に関する事務及び評価委員会の運営を円滑に進めるため、以下の事項について調整等を行うものとする。

- (1) 評価委員会の審議に必要な資料の調整
- (2) その他評価委員会が指示する事項

(組織等)

第3条 幹事会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び会長代理)

第4条 幹事会に、会長及び会長代理をそれぞれ1人置くものとする。

- 2 会長は、建築局企画部長をもって充て、会長代理は、建築局企画部都市計画課長をもって充てる。
- 3 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議の効率化・迅速化を図るため、会長が必要と認める議事については、持ち回り方式による幹事会により幹事会の審議に代えることができる。

(会議内容の報告)

第6条 会長は、会議終了後、速やかに会議の内容を評価委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、建築局企画部都市計画課がこれを行う。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則（制定 平成20年3月31日まち都計第3351号、局長決裁）
この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成21年3月31日まち都計第3646号、局長決裁）
この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成22年3月31日まち都計第3381号、局長決裁）
この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成23年4月15日建都計第93号、局長決裁）
この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（改正 平成25年3月29日建都計第3443号、局長決裁）
この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年3月25日建都計第3459号、局長決裁）
この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成29年3月27日建都計第3121号、局長決裁）
この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和3年7月30日建都計第622号、局長決裁）
この要項は、令和3年8月1日から施行する。

(別表1)

横浜市都市計画提案評価委員会幹事会委員

- (1) 建築局企画部長
- (2) 環境創造局政策調整部政策課長
- (3) 環境創造局政策調整部環境影響評価課長
- (4) 環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課長
- (5) 建築局企画部都市計画課長
- (6) 建築局建築指導部建築企画課長
- (7) 都市整備局企画部企画課長
- (8) 都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長
- (9) 道路局計画調整部企画課長
- (10) その他提案内容に関連する局区の関係課長